

訪問看護・介護予防訪問看護 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 大形福祉会
主たる事務所の所在地	〒950-0017 新潟市東区新松崎1丁目1番10号
代表者（職名・氏名）	理事長 滝澤 涼
設立年月日	1981年1月6日（昭和56年1月6日）
電話番号	025-257-9633

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション新松崎
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒950-0017 新潟市東区新松崎1丁目1番2号
電話番号	025-250-8838
指定年月日・事業所番号	令和5年6月1日指定 1560191387
管理者の氏名	鈴木 清美
通常の事業の実施地域	新潟市東区、新潟市中央区、新潟市江南区、新潟市北区、新発田市（佐々木）、聖籠町（蓮野、別條、山倉、蓮潟、諏訪山、大夫興野、二本松、藤寄、東港）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療・居宅サービス又は介護予防サービスを推進し、快適な在宅療養が維持できるように支援することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、健康保険法・介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

(2) 訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的に提供させていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し、継続支援できるように支援いたします。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで。 ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで。 ただし、利用者の希望に応じて、営業日以外でも24時間サービス提供いたします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 1人、非常勤 5人	理学療法士	常勤 0人、非常勤 1人
准看護師	常勤 0人、非常勤 0人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人
保健師	常勤 0人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 1人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。
担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	(資格：看護師) 小野 沙織 阿部 エミ
管理責任者の氏名	管理者 鈴木 清美

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。

ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービス内容 1回あたりの所要時間	基本利用料※ (注1) 参照	利用者負担金（自己負担額1割の場合） (=基本利用料の1割) ※(注2) 参照	利用者負担金（自己負担額2割の場合） (=基本利用料の2割) ※(注2) 参照	利用者負担金（自己負担額3割の場合） (=基本利用料の3割) ※(注2) 参照
20分未満	3, 205円	321円	641円	962円
20分以上30分未満	4, 808円	481円	962円	1, 443円
30分以上1時間未満	8, 402円	841円	1, 681円	2, 521円
1時間以上1時間20分未満	11, 516円	1, 152円	2, 304円	3, 455円

准看護師が行う訪問看護は利用料が90%となります。

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービス内容 1回あたりの所要時間	基本利用料※ (注1) 参照	利用者負担金（自己負担額1割の場合） (=基本利用料の1割) ※(注2) 参照	利用者負担金（自己負担額2割の場合） (=基本利用料の2割) ※(注2) 参照	利用者負担金（自己負担額3割の場合） (=基本利用料の3割) ※(注2) 参照
20分	3, 001円	301円	601円	901円
40分	6, 003円	601円	1, 201円	1, 801円
60分	7, 810円	781円	1, 562円	2, 343円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額1割の場合)	利用者負担金 (自己負担額2割の場合)	利用者負担金 (自己負担額3割の場合)
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)もサービス提供する場合	上記基本利用料の25%			
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%			
複数名訪問 加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,593円	260円	519円	778円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,104円	411円	821円	1,232円
初回加算Ⅰ	新規の訪問看護計画書を作成し、退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合(1月につき)	3,573円	358円	715円	1,072円
初回加算Ⅱ	新規の利用者へ訪問看護を行った場合(1月につき)	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同 指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問 看護加算Ⅰ	24時間緊急対応が必要とする利用者に対して。また、看護業務の負担軽減に資する管理体制の整備が行われている(1月につき)	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問 看護加算Ⅱ	24時間緊急対応が必要とする利用者に対して(1月につき)	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算Ⅰ	医療的な管理が求められる利用者に対して適切な処置・管理を行っている場合(1月につき)	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算Ⅱ		2,552円	256円	511円	766円
サービス提供体制加算Ⅰ	勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合	61円	7円	13円	19円
口腔連携強化加算	職員が口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報共有した場合	510円	51円	102円	153円
ターミナルケア加算	死亡日、死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行っていること	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円

【減算】 以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者・同一の建物に居住する利用者・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 90%
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者・同一の建物に居住する利用者・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 85%
理学療法士等の訪問回数が看護師長の訪問回数より超過している場合等	緊急訪問加算、特別訪問管理加算、看護体制強化加算のいずれの算定実績もない場合	81円
の減算	理学療法士等による訪問回数が看護職員の訪問回数を上回っている場合	81円

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービス内容 1回あたりの所要時間	基本利用料※ (注1) 参照	利用者負担金 (自己負担額1割の場合) (=基本利用料の1割) ※ (注2) 参照	利用者負担金 (自己負担額2割の場合) (=基本利用料の2割) ※ (注2) 参照	利用者負担金 (自己負担額3割の場合) (=基本利用料の3割) ※ (注2) 参照
20分未満	3,093円	310円	619円	928円
20分以上30分未満	4,604円	461円	921円	1,382円
30分以上1時間未満	8,106円	811円	1,622円	2,432円
1時間以上1時間20分未満	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円

准看護師が行う訪問看護は利用料が90%となります。

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービス内容 1回あたりの所要時間	基本利用料※ (注1) 参照	利用者負担金 (自己負担額1割の場合) (=基本利用料の1割) ※ (注2) 参照	利用者負担金 (自己負担額2割の場合) (=基本利用料の2割) ※ (注2) 参照	利用者負担金 (自己負担額3割の場合) (=基本利用料の3割) ※ (注2) 参照
20分	2,899円	290円	580円	870円
40分	5,799円	580円	1,160円	1,740円
60分	4,349円	435円	870円	1,305円

(注3) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注4) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額1割の場合)	利用者負担金 (自己負担額2割の場合)	利用者負担金 (自己負担額3割の場合)
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)もサービス提供する場合	上記基本利用料の25%			
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%			
複数名訪問 加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,593円	260円	519円	778円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,104円	411円	821円	1,232円
初回加算Ⅰ	新たに訪問看護計画書を作成し、退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合(1月につき)	3,573円	358円	715円	1,072円
初回加算Ⅱ	新規の利用者へ訪問看護を提供した場合(1月につき)	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同 指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り)	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時(介護 予防)訪問 看護加算 Ⅰ	24時間緊急対応が必要とする利用者に対して。また、看護業務の負担軽減に資する管理体制の整備が行われている(1月につき)	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時(介護 予防)訪問 看護加算Ⅱ	24時間緊急対応が必要とする利用者に対して(1月につき)	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加 算Ⅰ	医療的な管理が求められる利用者に対して適切な処置・管理を行っている場合(1月につき)	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加 算Ⅱ		2,552円	256円	511円	766円
サービス提 供体制加算 Ⅱ	勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合	30円	3円	6円	9円
口腔連携強 化加算	職員が口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報共有した場合	510円	51円	102円	153円
ターミナル ケア加算	死亡日、死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行っていること	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円

【減算】 以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者・同一の建物に居住する利用者・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 9 0 %
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者・同一の建物に居住する利用者・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 8 5 %
理学療法士等の訪問回数が看護師の訪問回数より超過している場合等の減算	緊急訪問加算、特別訪問管理加算、看護体制強化加算のいずれの算定実績もない場合	8 1 円
	理学療法士等による訪問回数が看護職員の訪問回数を上回っている場合	8 1 円
	1 2 月を超えて訪問を行う場合	1 5 3 円

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 5 0 % の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 9 0 % の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料 1 5 , 0 0 0 円

(5) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月から3か月目の15日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 第四北越銀行 臨港支店 普通口座 5040634
銀行振り込み	サービスを利用した月から3か月目の15日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 第四北越銀行 臨港支店 普通口座 5040634
現金払い	サービスを利用した月の翌々月の月末(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

※ 基本として、「口座引き落とし」「銀行振り込み」をお願いします。ただし、諸事情等で困難な場合は相談をお願いします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	— —
緊急連絡先(家族等)①	氏名(利用者との続柄) 電話番号	() — —
緊急連絡先(家族等)②	氏名(利用者との続柄) 電話番号	() — —

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1.1. 虐待防止のための措置

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業者において、従業員に対し、虐待防止の研修を定期的実施します。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置きます。

事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとします。

1.2. 感染症対策及び衛生管理

- (1) 従業員の清潔保持及び、健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の発生及びまん延防止等に関する取り組みとして以下の措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底します。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.3. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 025-250-8838 担当者 小野 沙織 面接場所 当事業所の相談室
---------	---

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市介護保険課	電話番号 025-226-1273
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

1.4. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	西暦 年 月 日
実施した評価機関の名称	
当該評価結果の開示状況	

15. 災害発生時の対応

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、利用者の安全確認、避難誘導の促し、主治医や関係機関との連携など必要な支援に努めます。

ただし、その規模や被害状況により、通常の業務が行えない場合があります。また気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は業務を行わない場合があります。

また、災害の状況によっては、訪問先から訪問看護職員を避難させることがあります。

16. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください

西暦.....年.....月.....日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

所在地 新潟市東区新松崎1丁目1番2号
事業者 社会福祉法人 大形福社会
事業所 訪問看護ステーション新松崎
代表者職名 氏名 理事長 滝澤 涼
説明者職 氏名.....

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住 所
氏 名

署名代行者 (又は法定代理人) 住 所
氏 名
本人との続柄 (.....)

立会人 住 所
氏 名

【簡易料金表一覧 利用者負担額概算(要介護)】

訪問看護を開始しますと算定されると考えられる内容と1カ月の概算をお示しします。

令和6年6月時点

	算定有無	料金	利用回数	合計金額
訪問看護費(20分未満)		3,205円		
訪問看護費(20分以上30分未満)		4,808円		
訪問看護費(30分以上1時間未満)		8,402円		
訪問看護費(1時間以上1時間30分未満)		11,516円		
訪問看護(言語聴覚士等)20分		3,001円		
訪問看護(言語聴覚士等)40分		6,003円		
訪問看護(言語聴覚士等)60分		7,810円		
早朝・夜間加算(20分未満)		4,012円		
早朝・夜間加算(20分以上30分未満)		6,013円		
早朝・夜間加算(30分以上1時間未満)		10,506円		
早朝・夜間加算(1時間以上1時間30分未満)		14,396円		
深夜加算(20分未満)		4,808円		
深夜加算(20分以上30分未満)		7,218円		
深夜加算(30分以上1時間未満)		12,609円		
深夜加算(1時間以上1時間30分未満)		17,275円		
緊急時訪問看護加算Ⅱ ※利用者様またはそのご家族から看護に関する意見を求められた場合に24時間常時対応いたします。必要により、計画以外の訪問看護を提供いたします。		5,860円	1月あたり	
特別管理加算Ⅰ 重度		5,105円	1月あたり	
特別管理加算Ⅱ 軽度		2,552円	1月あたり	
初回加算Ⅰ		3,573円	初回のみ	
初回加算Ⅱ		3,063円	初回のみ	
退院時共同指導加算		6,126円		
複数名訪問加算Ⅰ(30分未満)		2,593円		
複数名訪問加算Ⅰ(30分以上1時間未満)		4,104円		
訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ		61円	1回あたり	
訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ		30円	1回あたり	
ターミナルケア加算		25,525円		
合 計 金 額				
利用者負担割合	1割 2割 3割 その他()			

【訪問看護料金の同意】

訪問看護料金について説明を受け、利用者負担額を支払うことを同意します。

令和 年 月 日

利用者

署名代行者

本人との続柄 ()

【簡易料金表一覧 利用者負担額概算(要支援)】

訪問看護を開始しますと算定されると考えられる内容と1カ月の概算をお示します。

令和6年6月時点

	算定有無	料金	利用回数	合計金額
訪問看護費(20分未満)		3,093円		
訪問看護費(20分以上30分未満)		4,604円		
訪問看護費(30分以上1時間未満)		8,106円		
訪問看護費(1時間以上1時間30分未満)		11,128円		
訪問看護(言語聴覚士等)20分		2,889円		
訪問看護(言語聴覚士等)40分		5,799円		
訪問看護(言語聴覚士等)60分		4,349円		
早朝・夜間加算(20分未満)		3,869円		
早朝・夜間加算(20分以上30分未満)		5,758円		
早朝・夜間加算(30分以上1時間未満)		10,138円		
早朝・夜間加算(1時間以上1時間30分未満)		13,916円		
深夜加算(20分未満)		4,645円		
深夜加算(20分以上30分未満)		6,912円		
深夜加算(30分以上1時間未満)		12,160円		
深夜加算(1時間以上1時間30分未満)		16,693円		
緊急時訪問看護加算Ⅱ ※利用者様またはそのご家族から看護に関する意見を求められた場合に24時間常時対応いたします。必要により、計画以外の訪問看護を提供いたします。		5,860円	1月あたり	
特別管理加算Ⅰ 重度		5,105円	1月あたり	
特別管理加算Ⅱ 軽度		2,552円	1月あたり	
初回加算Ⅰ		3,573円		
初回加算Ⅱ		3,063円		
退院時共同指導加算		6,126円		
複数名訪問加算Ⅰ(30分未満)		2,593円		
複数名訪問加算Ⅰ(30分以上1時間未満)		4,104円		
訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ		61円	1回あたり	
訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ		30円	1回あたり	
合計金額				
利用者負担割合	1割 2割 3割 その他()			

【訪問看護料金の同意】

訪問看護料金について説明を受け、利用者負担額を支払うことを同意します。

令和 年 月 日

利用者

署名代行者

本人との続柄 ()